

第3次豊橋市環境基本計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

本市では、豊橋市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に第2次豊橋市環境基本計画（以下「現行計画」という。）を策定し、計画の基本理念や本市の目指す環境像を掲げ、その実現に向け達成すべき目標や施策を定め、取組を行ってきた。その後、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成28年3月に計画の改訂を行い、更なる取組を進めてきた。

こうした中、目標年次である令和2年度を迎えることから、本市の環境政策の現状と課題を整理するとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な展望を持たせた第3次豊橋市環境基本計画（以下「次期環境基本計画」という。）を策定する。

なお、次期環境基本計画の策定にあたっては、記載内容の一部を生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略に位置付け、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進を図るものとする。

2. 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

※5年を目途に改訂予定

3. 策定の基本的な考え方

- ・現行計画における「基本理念、環境像」の考え方を継承しつつ、本市における現在の環境の状況等の分析結果や社会情勢の変化等を勘案した計画とする。
- ・国が策定している第5次環境基本計画や生物多様性国家戦略、愛知県が策定している第4次環境基本計画やあいち生物多様性戦略2010など、国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、本市の特性に合わせた計画とする。
- ・豊橋市総合計画との整合を図りつつ、本市の関連計画の環境関係施策とも整合・連携させた計画とする。
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」、京都議定書に代わる新たな地球温暖化対策の枠組み「パリ協定」などの国際的な潮流も踏まえた計画とする。
- ・生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略の要件を満たし、かつ、豊橋市の地域特性を踏まえた計画とする。
- ・生物多様性地域戦略の策定に当たっては、これまでの「生物多様性の保全・維持」の視点に加え、自然のめぐみを生かすため「生態系サービス」の視点からの目標や取組を盛り込むこととする。

4. 計画策定のスケジュール

別紙のとおり

【参考】

生物多様性地域戦略について

(1) 概要

- ・生物多様性地域戦略は生物多様性基本法第13条にて以下のように規定されている。
＜第13条＞
都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独または共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という）を定めるよう努めなければならない。
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020 の中で「生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における行政、事業者、民間団体、地域住民などによる様々な取り組みを進めるために、それぞれの地域の特性に応じて地域戦略を策定することが不可欠としている。
- ・平成31年3月末時点で43都道府県、18政令指定都市、77市区町村の計138自治体で策定済み。
- ・愛知県内では名古屋市、岡崎市、豊田市、稲沢市の4市が単独の計画として、西尾市、江南市、東海市、知立市、田原市の5市が環境基本計画の中で策定している。

(2) 生物多様性地域戦略の要件

- ・生物多様性基本法第13条第2項で生物多様性地域戦略は以下の事項について定めるとしている。
 - ①生物多様性地域戦略の対象となる地域
 - ②当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - ③当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ④前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ・生物多様性地域戦略を環境基本計画の一部とした例や、長期総合計画の下位計画と位置づけている例もあり、地域戦略は生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な計画として必要な要件が満たされていれば、地域の状況に合わせて他の分野の計画と一体として策定することも可能としている。